

令和3年度 景観審議会（第1回景観形成部会）

日時：令和3年9月10日（金）14:00～16:00

場所：兵庫県庁西館4階テレビ会議室

令和3年度景観審議会（第1回景観形成部会）において、「景観行政における今後の施策展開」について審議を行った。

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
景観行政における今後の施策展開について（諮問）
- 4 閉 会

－出席者について－

委員定数9名中9名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事録署名委員について－

酒井委員を指名した。

－議事（要旨）－

○景観行政における今後の施策展開について（諮問）

- ・景観行政における今後の施策展開について、事務局より説明した。

（委員）

景観遺産について、「景観遺産」と「景観資源」とで、言葉の使い分けをしているのか。

景観遺産の「遺産」という言葉は、今は使われていないなど、過去のものというイメージがある。熱田集落などは当てはまるかもしれないが、現在も使っている建造物などを「遺産」とするのは違和感がある。全てを景観資源、景観資産とするとそれも違和感がある。

シリーズ化、ストーリー化については面白く、これらを中心とした見学会をすることができる。是非、進めてほしい。

(事務局)

ご意見を参考に検討する。

(委員)

シリーズ化、ストーリー化して掘り起こした景観を発信することは有意義である。景観教育、地域との連携など、これらをどのように活かしていくかが大事である。

シリーズ化した景観は、県内に点在する場合がある。ストーリー化したものも含めて、ある地域を1日歩いて観光できるようなモデルコースを設定し、観光部局や市町と連携してホームページで告知するなど、いろいろな人に活用してもらいたい。

(事務局)

シリーズ化、ストーリー化の活用方法について、地域を考慮するなど工夫して検討したい。

(委員)

景観形成重点区域において支援を手厚くしてもらうことは有難い。

景観遺産も含め、紹介するだけでは認知してもらうのは難しく、他に集客要素を加える必要がある。他部局が行なっている地域活性化の支援施策において、景観形成重点区域の指定や景観遺産の登録を採択要件とすることは考えていないのか。

宍粟市山崎町山崎地区の景観まちづくりが上手くいったのは、地域再生大作戦など他部局の支援を活用できたことが大きい。

(事務局)

登録した景観遺産を他部局に情報提供するなど、ご意見を踏まえて検討したい。

(委員)

例えば、県民局が調整して、いろいろな部局で行なっている施策を一体的に適用できるかどうかについて検討する場があってもよいと思う。

(委員)

福岡県太宰府市が、市民遺産という制度を創設した。地区の伝統行事や風景などを市民から募り、認定する制度である。今回の景観遺産について、地区に根ざしているものは地区以外の人にはわかりにくい場合があるので、地区住民に対して募集をかけるのも一つのやり方ではないか。熱田集落のような話も出てくると思われる。

(事務局)

熱田集落で地元の人に話を伺ったときに、とても熱心に説明され、知ってほしいという強い想いを感じた。地域の歴史や取組を市町と連携しながらキャッチできるようにしていきたい。

(委員)

景観形成重点区域について、ひょうごの景観ビューポイント150選(以下「150選」という。)の視点場から見える範囲を指定するということは、景観形成地区内の1箇所に限られ、本来のまちなみや農村風景の良さが見えてこない場合がある。

150選の視点場を一次視点場、それに附属する視点場を二次視点場というように複数を指定するのはどうか。

(事務局)

景観形成地区等の区域内において、複数の視点場と景観形成重点区域を指定することを検討したい。

(委員)

資料4-1、2や資料5-1、2の各制度のイメージについて、パブリックコメントで公表するのか。

(事務局)

パブリックコメントでは公表する予定はない。

(委員)

資料4-2の宍粟市山崎町山崎地区の景観形成重点区域制度のイメージで、視点場から見えない建築物は対象にしないとあるが、どの範囲までが対象となるかを明確にしないといけない。公表するのであれば、もう少し検討してほしい。

(事務局)

パブリックコメントでは、資料2、3を公表する予定である。区域の範囲や基準の対象についての詳細は今後検討していく。なお、区域の範囲については地元と調整し、合意をとりながら進める。

(委員)

景観形成重点区域の指定基準を教えてください。区域内は手厚い支援を受けられることとなるため、区域外の住民がその基準を知らないまま指定されると、地域住民の間で不公平感や不満を抱かれる恐れがある。地域住民と指定基準を共有しながら協議を進める必要がある。

(事務局)

150選に選定された視点場から見える範囲を指定することとしている。規制も厳しくなることから、景観形成重点基準を検討する段階から住民説明会など

地域住民と十分な協議と周知を図っていく。

(委員)

地域資源は、発掘して活用することで地域住民に認識される。

現在、発掘の段階にあって、今後、認知され活用されるまでが、景観資源が地域資源や観光資源になっていくプロセスになる。景観遺産という名称は過去のものというイメージがあるが、発掘からの活用までのプロセス、時間推移を考えながら検討してほしい。時間の概念が重要になってくるのではないか。

(事務局)

ご意見を踏まえて検討する。

(委員)

150選の出前講座は、学校に行って実施しているのか。

(事務局)

学校に行って授業のような形で実施している。

(委員)

それも一つの形であるが、対面授業だけでなく、オンライン授業の二本立てで進めるというのはどうか。

オンライン授業であれば、県外の学校に対しても情報発信でき、先進的な事例になるのではないか。ポストコロナ時代に兵庫県を訪問してもらえることにつながるのでは。

(事務局)

150選の出前講座は、学校の希望を聞いて、実際に現地を訪問して写真を撮って、PRコメントを考えてもらうというスタイルで行っている。新型コロナウイルス感染拡大の状況により対面授業が難しい場合は、オンライン授業も検討したい。県外を対象とすることについても検討していきたい。

(委員代理)

兵庫県は早くから景観に取り組んでおり、姫路城の大手前通りは、県の景観条例での高さ規制などを、市の景観条例が引き継いで現在の景観がある。

これまで県が取り組んできたことやそれによって良くなったことなど知らない人も多い。パブリックコメントをするに当たり、答申案の「はじめに」のところに、取り組んできたことや景観の重要性を記載してはどうか。これまでの経緯を知ることにより、今後の施策展開の内容が理解しやすくなるのではないか。

(事務局)

景観行政の背景的なことについての追記修正を検討する。

(委員)

それでは、本案件については、ご指摘の箇所について一部修正・補足し、パブリックコメント等の手続を進めてもらうこととする。

なお、修正等の内容については、部会長に一任させていただきたい。

—各委員異議なし—

(事務局)

パブリックコメント等の手続を行い、皆様からの意見を踏まえた上で、次回の景観審議会での答申をお願いしたい。